

医政医発0331第2号
平成27年3月31日

都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、本年4月1日から施行されます。

これらの改正の内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日医政発0217第8号）等により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、審査支払機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師の業務範囲の見直しについて

（1）新たな業務に関する留意事項

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の3つであること。

① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除

く。) 、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」とは、造影剤注入装置のスイッチを押す行為のみを指すものであること。

また、「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作するものであること。

(2) 新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添1の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

第二 臨床検査技師の業務範囲の見直しについて

(1) 新たな業務に関する留意事項

臨床検査技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の5つの検体採取及び2つの生理学的検査であること。

<検体採取>

① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

<生理学的検査>

① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）

② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

「皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為」について、膿であるか否かが明らかではない滲出液等の採取も含むものであること。

(2) 新たな業務の研修に関する留意事項

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者等が新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされているが、臨床検査技師が新たな生理学的検査を行うに当たっては、法令上、研修の受講は義務付けられていない。

しかしながら、その養成課程において新たな生理学的検査に係る教育を受けていない臨床検査技師については、医療安全の確保の観点から、新たな生理学的検査を行うに先立って、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添2の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

診療放射線技師の追加講習カリキュラム(案)

別紙1

【一般目標】

- 診療放射線技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力を身につける。
- 造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 造影剤の投与などの検査に伴う行為は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1 診療放射線技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
造影剤の血管内投与 静脈路の抜針及び止血 に必要な知識・技能・態度	1 造影剤に関する薬理を説明できる。	5
	2 造影剤に関するアナフィラキシー等を含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	3 感染管理及び医療安全対策(針刺し事故を含む)について説明できる。	
	4 アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置(BLS)を実施できる。(シミュレーション)	
	5 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の抜針及び止血ができる。(シミュレーション)	
下部消化管検査に関する 業務に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	5
	2 肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3 下部消化管検査における造影剤に関する薬理を理解し、安全に造影剤及び空気を注入する方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5 下部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部を確認し、肛門よりカテーテルを挿入して、安全に造影剤及び空気を注入できる。(シミュレーション)	
画像誘導放射線治療 (image-guided radiotherapy : IGRT) に関する業務に必要な 知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。(再掲)	4
	2 肛門及び直腸を含む下部消化管並びに前立腺や子宮などの骨盤内臓器に関する解剖を説明できる。	
	3 骨盤内臓器がんに対するIGRTの内容を理解し、安全に空気を吸引する方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 適切にカテーテル挿入部を確認し、安全に肛門よりカテーテルを挿入することができる。(シミュレーション)	
試験	1	1
合計	1	16

臨床検査技師の研修カリキュラム

【一般目標】

- 臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。
- 検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 検体採取は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1 臨床検査技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
微生物学的検査等(インフルエンザ等)における検体採取 ^{※1} に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。	4
	2 舌圧子、口腔・鼻腔吸引用器具、スワブ等(以下、「舌圧子等」)の適切な使用方法について説明できる。	
	3 舌圧子等の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5 鼻・口腔・咽頭部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等 ^{※2} (皮膚表在組織病変部等 ^{※3})における病検体採取(皮膚生検は除く)に必要な知識・技能・態度	1 皮膚組織の解剖を説明できる。	4
	2 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	3 検体採取に係る器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 皮膚表在組織から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等(糞便検査)における検体採取 ^{※4} に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	3
	2 肛門とその周囲及び下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 肛門部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
味覚検査 ^{※5} 、嗅覚検査 ^{※6} に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。(再掲)	3
	2 検査器具の適切な使用方法について説明できる。	
	3 検査器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 鼻・口腔・咽頭部において、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検査できる。(シミュレーション)	
試験	1	1
合計	1	16

※1 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等の採取
 ※3 膿、丘疹、水疱、膿疱、びらん、鱗屑、粘膜、毛髪、爪等
 ※5 電気味覚検査、濾紙ディスク法による味覚定量検査

※2 ウイルス、細菌、真菌、スピロヘータ、寄生虫検査等
 ※4 糞便が採取できない場合にスワブを用い肛門部から便の直接採取
 ※6 基準嗅覚検査(T&Tオプファクトメーターによる検査)、静脈性嗅覚検査(静脈へのアリナミン注射薬の注射行為は除く)

※1時限=50分

診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

I 診療放射線技師法施行規則の改正の内容

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）により、診療放射線技師の業務範囲を見直すため、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- 具体的には、診療放射線技師法第 24 条の 2 の規定が改正され、診療放射線技師の従来の業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが、新たに診療放射線技師の業務範囲に追加することとされたことから、この「厚生労働省令で定めるもの」として、以下の行為を定める。
 - ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
 - ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
 - ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

II 臨床検査技師等に関する法律施行規則の改正の内容

- 医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務範囲に一定の検体採取を追加するため、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- この「一定の検体採取」の内容については、別途、政令で定めることとしているが、この業務範囲の見直しに併せて、臨床検査技師等に関する法律第 2 条で臨床検査技師の業務とされている「厚生労働省令で定める生理学的検査」として、以下の検査を追加する。
 - ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
 - ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

III 根拠条文

診療放射線技師法第 24 条の 2 第 2 号、臨床検査技師等に関する法律第 2 条

IV 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令について

I 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の一部の施行等により、平成 27 年 4 月 1 日から、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が拡大されることになる。

（参考 1）新たに診療放射線技師の業務範囲に追加される予定の行為

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

（参考 2）新たに臨床検査技師の業務範囲に追加される予定の行為及び検査

- ① 鼻腔拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等を採取する行為
- ② 膿、表皮、粘膜等の表在組織を採取する行為
- ③ スワブにより便を採取する行為
- ④ 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ⑤ 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

- これに伴い、診療放射線技師及び臨床検査技師の養成課程における教育内容の見直しを行う。

II 改正の内容

- 診療放射線技師の学校又は養成所として指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の単位数を「12 単位」から「13 単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学 1 単位」を追加する。
- 臨床検査技師の学校又は養成所として指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数を「7 単位」から「8 単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学 1 単位」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

III 経過措置

- この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所において診療放射線技師又は臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に対する教育の内容は、なお従前の例によることができる。

IV 根拠条文

- ・ 診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）第 7 条
- ・ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）第 10 条

V 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日